

## 序章 計画の前提



## 序章 計画の前提

### 序 - 1 マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するまちづくり構想であり、土地利用や道路、公園、下水道等の都市施設、街並み・風景等、都市を構成する様々な要素に関して、将来あるべき姿をとりまとめたものである。

岐南町（以下「本町」という。）では、平成8年3月に平成22年度を目標とした岐南町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を作成し、本町における都市計画を作成する場合の指針として重要な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における我が国全体の時代の潮流とされる「少子高齢社会の進行」、「町民意識の多様化」、「環境問題の深刻化」、「産業構造の変革」、「高度情報社会の進展」及び「国際社会の進展」を踏まえ、策定することが必要とされる。

以上のことから、「都市計画区域マスタープラン」や「岐南町第5次総合計画」等の計画を踏まえ、新たな時代に向けての本町における都市計画の総合的な指針となる計画を策定することを目的とする。

図 位置図



## 序 - 2 マスタープランの目標年次

本計画では、「第5次総合計画（目標年次：平成31年）」を踏まえながら、概ね20年後の都市の姿を展望し、目標年次を平成47年(西暦2035年)とする。

ただし、市街化区域の規模、市街地整備などに関する事項については、概ね10年後の将来予測を行い定めるため、平成37年(西暦2025年)とする。

## 序 - 3 マスタープランの計画区域

本計画を策定する区域は、本町全域が都市計画区域であることから、本町全域と設定する。

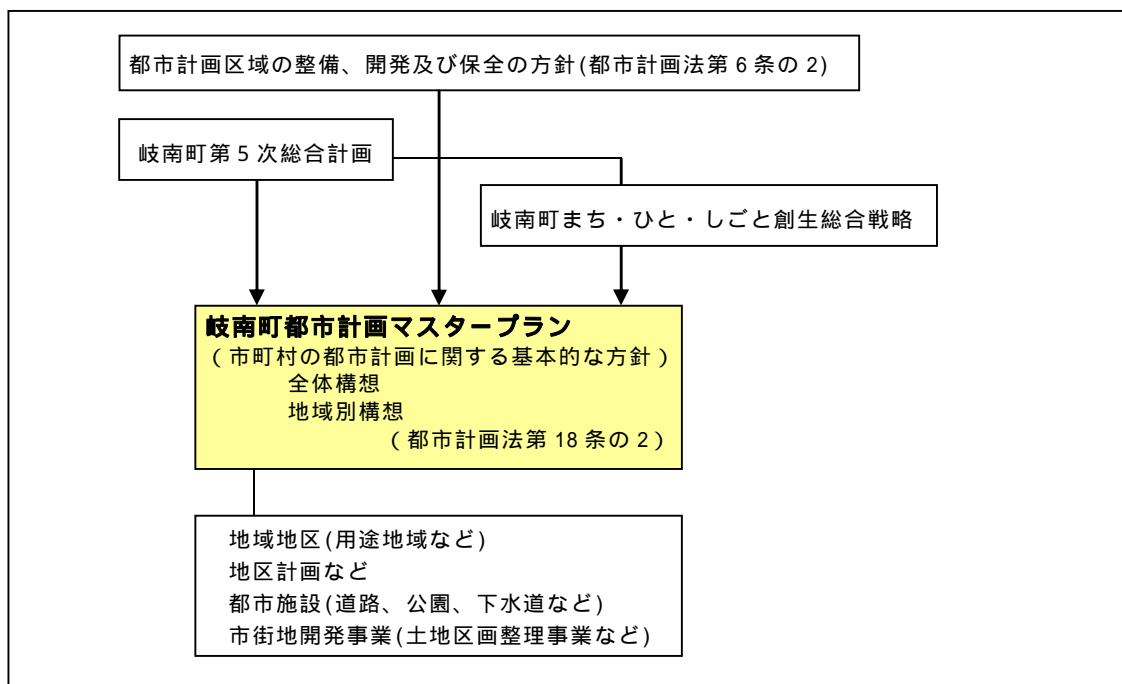
## 序 - 4 マスタープランの位置づけと役割

本町のまちづくりの上位計画では、岐南町第5次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略や岐阜県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」がある。

本計画は、これらの計画に即し、将来のまちづくりの方針を明らかにするものである。そして、土地利用、道路や公園等の都市施設の配置、市街地の整備や改善といった個別の都市計画に関する事項については、本計画が上位の位置づけとなり、具体的なまちづくりを展開していくこととなる。

本計画は、目標年次に対応した「全体構想編」と「地域別構想編」により構成する。なお、全体構想編では、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方を、地域別構想編では、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容、方策等を示す。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



## 序 - 5 マスタープランの基本的構成

本計画は、以下に示す基本的構成に基づき策定する。

### 1 . 都市現況の整理と課題の設定

人口等

産業

交通体系

土地利用等

都市施設整備状況

法規制状況

その他公共公益施設等整備状況

上位・関連計画の整理

住民アンケートによる意向

旧都市計画マスタープランの事業・施策の検証

まちづくりの基本課題の設定

### 2 . 全体構想

まちづくりの理念と目標

将来都市構造の設定

土地利用の方針

道路・交通の方針

公園・緑地の方針

河川・下水道の方針

市街地整備の方針

自然環境の保全及び都市環境形成の方針

都市景観形成の方針

都市防災の方針

### 3 . 地域別構想

地域区分

地域別の現況

地域別の課題

地域別構想

